



くらしと憲法

No. 86

くらしと憲法
2013年
7月18日発行

『憲法記念春のつどい』報告 「尖閣問題の平和的解決に向けて」



京都憲法会議は、自由法曹団京都支部、憲法を守る婦人の会との共催で、2013年5月25日、京都テルサにて「憲法記念春のつどい」を開催しました。当日は、100名を超える方が参加されました。

今年の春のつどいでは、憲法に関する議論においてもしばしば問題となる尖閣諸島問題について正確な理解を得るため、国際法学者の田中則夫さん（龍谷大学教授）をお招きし、講演をしていただきました。

~~~~~

田中さんの講演に先立ち、京都憲法会議幹事の中島茂樹さん（立命館大学教授）から、「自民党・日本国憲法改正草案（2012年4月27日）の何が問題なのか」というタイトルで、憲法をめぐる情勢報告が行われました。報告では、自民党憲法改正草案をはじめとする現在の改憲論の基調として復古的ナショナリズムが取り上げられ、それが新自由主義による格差社会の拡大を背景に、上から国民的統

合を図る動きとして生じていることが指摘されました。自民党憲法改正草案については、平和国家から軍事国家への転換（国防軍の設置や緊急事態条項）、国家を拘束する憲法から国民を義務付ける憲法への変容（自民党憲法改正草案の102条や「公益及び公の秩序」による人権制限）、憲法改正条項（96条）の改正について、それぞれ問題点の指摘が行われました。

~~~~~

中島さんの憲法情勢報告につづき、田中さんから「尖閣問題の平和的解決に向けて」というタイトルでご講演をいただきました。田中さんの講演の内容は、大要以下のとおりです。

日本は、尖閣諸島、竹島、千島列島・歯舞・色丹という、それぞれに歴史的背景を有する複雑な領土問題を抱えています。領土問題を解決する際の基準となるのは、第二次世界大戦後の領土問題の処理のために連合国によって確認された「領土不拡大の原則」であり、武力によって奪った領土は返還するというものです。

尖閣諸島は、1895年以降に日本が順次沖縄県の所管に入れていき、第二次世界大戦後には南西諸島の一部として米国の施政下にあったものです。中国が尖閣諸島に対する領有権の主張を開始したのは、1971年のことです。日中国交回復



前ページからのつづき

(1972年)や日中平和友好条約(1978年)の交渉過程では、尖閣問題を「棚上げ」にすることについて合意があったと見ることができます。日中漁業協定(現在は1997年のもの)による日中暫定措置水域の設定にあたっては尖閣周辺の水域については触れられておらず、これは「棚上げ」の暗黙の了解に基づくものであったと言えます。



日本政府は、尖閣諸島の領有をめぐる紛争は存在しないという立場をとっています。しかし、国際司法裁判所の判決は「紛争」について「二つの主体間の法律または事実の論点に関する不一致、法律の見解または利益の衝突」と定義しており、これらに照らすと日本と中国の間に尖閣諸島をめぐる紛争が存在することは否定できません。そして、領土紛争を国際法によって解決する際に重要であるのは、どの時点がその紛争にとって「決定的期日(critical date)」であるかという問題です。これにより、裁判所が問題を規律すべき法規則を決定し、また、その時点以降に実効支配の状況を変更する目的で行われる行動は排除されます。尖閣問題に関する決定的期日について、多数説は、中国が領有権を主張し始めた1971年であると見ています。

尖閣諸島に関する中国の主張は、第1に、尖閣諸島が明・清時代の冊封使録で言及されており台湾の付属島嶼であった、そして、航路標識としての使用や海上防衛区域への編入が行われていたというものです。しかし、これらの主張は領有権を基礎付ける「実効的支配」の主張としては不十分ですし、十分な証拠が提示されていない部分もあります。第2は、尖閣諸島は日清戦争により日本が「盗

取」した地域であり、返還されなければならないという主張です。しかし、日清講和条約には尖閣諸島に関する明文の規定はなく、尖閣諸島が同条約で割譲された台湾に含まれるという理解や合意があったということも示されていません。

尖閣諸島に対する日本の主張の根拠は、先占による領土への編入です。これに対しては、先占の法理を持ち出すこと自体が問題であるとの批判があります。確かに、先占の法理は、植民地獲得期の強者の利益に仕える法理であったことは否定できません。しかし、この法理が当該領域の住民の保護に役立ってきた側面もあり、伝統的国際法における先占の法理が全て否定されるべきなのではありません。また、中国が決定的期日までに日本の領有に対して抗議を行わなかった事実は重要であり、権原の凝固が生じていると言えます。

尖閣諸島をめぐる領有権紛争は存在しないという立場を維持することによって中国の了解を得られるとは思えません。紛争を平和的に解決するために外交努力を続けることが必要ですが、現在の状況では、日本と中国双方が、「紛争を悪化させる行動をとってはならない義務」に反しています。日本と中国のこれまでの交渉過程をみると、主権主張を棚上げにするという合意があったことは明らかであり、これは紛争の存在を前提に、紛争解決の条件を整えるための工夫であると言えます。東アジアにおける平和外交によって、尖閣諸島問題を解決する環境を整える努力を行うことが不可欠なのです。

~~~~~

田中さんのご講演の後、憲法をめぐる京都の動きとして、米軍基地建設反対単語連絡会副会長・丹勞連議長の石井内海さんからXバンドレーダー問題について、TPP参加反対京都ネットワーク事務局・京都府保険医協会事務局の浜田章さんからTPP問題について、それぞれご報告いただきました。



~~~~~

最後に、参加された方々の感想を掲載します。

- ・田中先生のお話は非常に論旨明快で腑に落ちるものでした。尖閣を含む領土問題の平和的解決のためにも、その前提として平和憲法を堅持していくことが重要だと感じました。

- ・最近世間を賑わせている尖閣問題を国際司法を交えてわかりやすく講演いただき非常に勉強になりました。

- ・田中先生のお話、「critical date」について、またそれに基づいて領土問題が国際司法裁判所で判断されたというお話はこれまで聞いたことのない話でしたので大変勉強になりました。

- ・田中先生の領土問題の解説は大変わかりやすく理解しやすいかったです。領土問題は、あ

くまでも粘り強い外交努力を積み重ねることによって相互の信頼関係を築く必要があることを教えられましたし、現在の安倍政権はその意味からして対中国、韓国との間では、信頼関係がほとんど築けていないように思います。

- ・領土問題は主婦のなかでも重要な関心事です。最近、“9条は変えるべきと思う、国防軍、中国・韓国・北朝鮮に対抗する武力は必要ではないか”と口にする女性が増えていることに驚きを感じています。今日の先生のお話を私なりにかみ砕いて、相手の自尊心を傷つけないようにしながら対話に訴えていきたいと思っています。

- ・Xバンドレーダー問題の訴えは共鳴させられました。私自身の無知を含めて啓発をうけました。

以上、田中さんの講演を高く評価する感想をたくさんいただきました。他方で、“講演の時間が足りなかった”、“もう少しテーマをしぼった方がよかったのではないか”というご意見も頂戴しています。今後活かしたいと思います。ありがとうございました。

京都憲法会議 2013年度総会のご案内

2012年12月に、集団的自衛権の行使や96条改憲を主張する安倍政権が成立してから、改憲論がかつてないほど強く主張されています。そのようななか、京都憲法会議は自由法曹団京都支部と連携を取りながら、5月に「憲法記念春のつどい」を開催し、毎週火曜日に街頭宣伝（憲法リレートーク）を行い、「改憲問題」パンフレットや「選挙問題」リーフレットを作成・普及するなど、改憲論に抗しつつ日本国憲法の価値を訴えています。

とはいえ、今後、憲法をめぐる情勢はますます厳しくなるでしょう。より広くつながりながら、人々の心に響く言葉を、どう発して

いくか、改めてご議論いただきたいと考えております。

2013年度総会を下記の通り開催いたしますので、是非ご参加いただき、積極的にご議論いただきたくお願い申し上げます。

○日時：2013年9月27日（金）
18時30分～

○場所：ユープイン京都 2階中会議室
中京区柳馬場蛸薬師上る
075-256-6600

○内容：憲法をめぐる情勢の分析
京都憲法会議のこの1年と
これからの1年 ほか

★ 京都憲法会議が緊急発行

『改憲問題の基礎知識

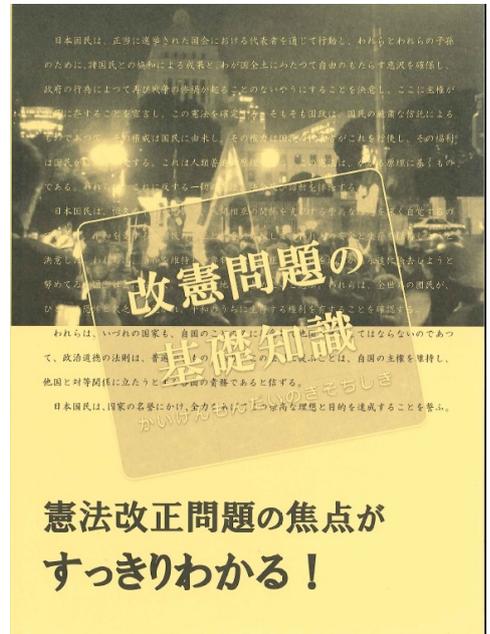
—憲法改正問題の焦点がすっきりわかる!』

(B5版パンフレット・300円)

京都憲法会議では、改憲動向に理論的に対抗するため、分かりやすいパンフレット『改憲問題の基礎知識—憲法改正問題の焦点がすっきりわかる!』を緊急発行しました。

改憲問題の焦点となる11項目について、見開き2頁で批判的に解説しています。また、巻末の資料も充実しています。全体で50頁のコンパクトなものです。京都憲法会議事務局員である法学研究者と弁護士が総力をあげて作成いたしました。

学習会でも活用いただけます。1冊300円で、10冊以上まとめてご購入いただく場合は、送料をこちらで負担いたします。お問い合わせ・購入申し込みは、京都憲法会議事務局・鯉坂まで。(FAX: 075-255-2507)



<もくじ>

1. いまなぜ改憲なのか?
2. 自民党改憲草案のポイント
3. 憲法9条の改悪—国防軍の保持
4. 9条による「平和の希求」
5. 人権に責任及び義務?
—公益で制約されるか?
6. 精神的自由の変質?
7. 家族の「助け合い」は憲法上の義務か?
8. 生存権の骨抜き
9. 政治のしくみをどのように
変えようとしているのか?
10. あるべき選挙制度とは?
11. 禁止手ではないのか?
—改正条項自体の改正

(資料)

- ・憲法改正手続の概要
- ・憲法改正要件を緩める96条改正に関する
各種世論調査

(巻末資料)

- ・日本国憲法・自民党日本国憲法改正草案
対照表
- ・日本国憲法の改正に関する法律(抜粋)
- ・戦争放棄ニ関スル条約(抜粋)
- ・国際連合憲章(抜粋)



編集後記 ぶれずにつながろう!

広原盛明氏が『ねっとわーく京都』8月号に、樋口陽一代表の「96条の会」と、5月3日以降の新聞各紙の論調(社説欄のある全国46紙のうち35紙が「96条改憲に反対」)をあげて、「憲法学者とマスメディアが立憲主義擁護の論陣を張った」とし、「立憲主義にもとづく新たな護憲運動の展開が求められている」と論じている。根っこに憲法会議や九条の会の運動があることが、96条問題

で、9条論や政治的立場を超えた学者や法律家(「明日の自由を守る若手弁護士の会」など)の運動を際立たせたようにも思う。だとすると、「新たな護憲運動」に対しても、京都憲法会議のスタンスは「ぶれずにつながる」「筋を通した連帯」ということではなかるうか。いずれにしろ、いま、運動の力が政治を変えつつある。この時とこの力、大切にしたい。(事務局次長・奥野恒久)

京都憲法会議 事務局 〒606-8397 京都市左京区聖護院川原町4-13 教育会館別館
<http://www.kyoto-kenpokaigi.com/> e-mail: info@kyoto-kenpokaigi.com
 FAX: 075-255-2507 (京都憲法会議担当宛と明記)